## (8) 寄贈図書資料受入基準

1 基本的な考え方

資料収集方針・資料選択基準を考慮し、図書館の蔵書とするにふさわしいもの、利用の見込まれるものを受入・整理する。

- 2 次の項目に該当する資料は、受入しない。
  - (1) 汚損、破損のあるもの。
  - (2) 発行年が古く、資料的価値が低いと思われるもの。
    - ①旅行ガイドブック・スタイルブックなど 3年以上前のもの
    - ②自然科学書・工学書

5年以上前のもの

③人文科学·社会科学書

10年以上前のもの

- (3) 布教を目的とした宗教書。
- (4) 販売・勧誘を目的としたもの。
- (5) その他館長が適当でないと判断したもの。
- 3 その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、その都度別に定める。

- 4 適用期日
  - この基準は、平成9年10月13日から適用する。
  - この基準は、平成12年1月4日から適用する。

## 寄贈図書資料申込書

前照凶音	貝什	中込音				
			平成	年	月	日
吉川市立図書館長 様						
	住	所				
	氏	名				
	Т	E L				
下記のとおり、資料を寄贈します。なお す。	、寄	贈後の利用は	こついて	さ、図書	書館に 孝	を任しま
	記					
1 冊 数册	<u>.</u>					
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
様						
本日は、貴重な資料をご寄贈くださいま 下記のとおり、確かに受領いたしました に関する規定に基づき検討した上で、蔵書の また、略儀ながら本書面をもちまして、	。な の適召	お、受領いたでを判断し、	こしました ご好意に	た資料に 添いたし	は、当飢	
平成 年 月 日						
	記		Ī	吉川市立	区書館	官長

- 77 -

点

<u>計</u>

•図 書

・その他 (